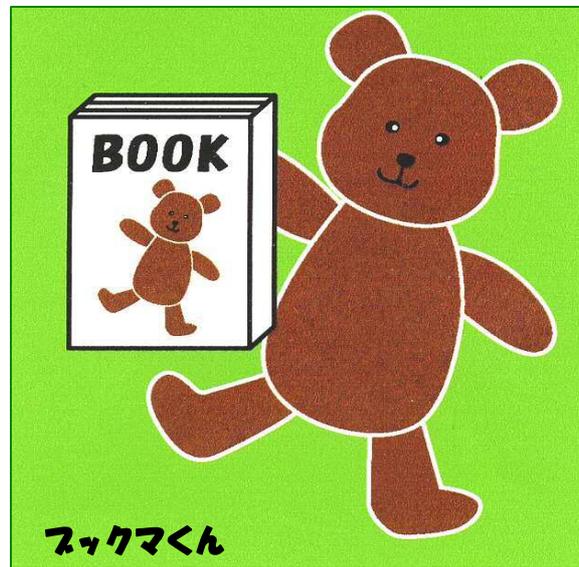


品川区子ども読書活動推進計画

～子どもたちに未来を切りひらく力を～



品川区教育委員会

平成27年 改訂版

目次

はじめに	1
第1章 品川区子ども読書活動推進計画（改訂版）策定について	2
第一 子ども読書活動の背景（国および東京都の動向）	
1 国の動向	
2 東京都の動向	
第二 「品川区子ども読書活動推進計画（改訂版）」について	3
1 改訂の目的	
2 計画の期間	
第三 子ども読書活動の現状	4
1 アンケート結果	5
2 アンケートの分析について	10
第2章 計画推進のための施策	11
第一 家庭・地域における読書活動の推進	
1 家庭における読書活動の推進	
2 地域における読書活動の推進	13
第二 学校における読書活動の推進	15
第三 図書館における読書活動の推進	18
1 図書館で取り組む事業	
2 関連施設との連携	22
3 学校への支援の充実	23
【事業詳細】	25
【用語解説】	27
[参考資料]	
○子どもの読書活動の推進に関する法律	28
○文字・活字文化振興法	30
○品川区教育委員会の教育目標および基本方針	33
○品川区子ども読書活動推進計画策定委員会設置要領	37
○品川区子ども読書活動推進計画策定委員会名簿	39

はじめに

読書とは、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

品川区では、現代を生きる子どもたちが抱える問題を改善し、子どもたちが自分自身の力で未来を切りひらいていく力をつけるため、平成17年3月に「品川区子ども読書活動推進計画」を策定し、家庭・地域・学校・図書館における読書活動推進の実現に取り組んできました。計画により、現在まで様々な施策を展開し、効果を上げながら継続してきましたが、策定から10年近くが経過し、その間の社会情勢の変化や新たな課題がある中、上位計画である「品川区長期基本計画」の改訂を踏まえ、時代に即した、より実効性の高い計画とするために改訂することとしました。

品川区では、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催にあわせ、日本の伝統・文化理解を基盤としつつ、さらにはグローバル人材の育成を目指しています。また、パソコンやタブレット端末等の情報機器の普及に対応した教育活動を進めていきます。

このような国際化、情報メディアの多様化のなかでも、読書は自ら課題を見だし、考え、判断し、表現することができる資質や能力をはぐくむための重要なきっかけとなります。

すべての子どもが、自ら読書に親しみ、読書習慣を身に付け、自主的な読書活動を通じて「生きる力」とともに「生き抜く力」を養うために、社会全体で取り組み、子どもの読書活動を支える環境を整備していくことが大切です。

品川区では、この計画において、これまでの取り組みを基本としてさらに一歩進め、現在の情勢と将来的な視野をもって、品川区基本構想が掲げる将来像である「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」の実現をめざし、未来を担う子どもたちの自主的な読書活動の推進に取り組んでいきます。

第1章 品川区子ども読書活動推進計画（改訂版）策定について

第一 子ども読書活動の背景（国および東京都の動向）

1 国の動向

平成13年11月、国会に議員立法の法案が提案され、同年12月「子どもの読書活動の推進に関する法律」として、公布・施行されました。

この法律で子どもの読書活動の推進に関する基本理念を定め、国および地方公共団体の責務を明らかにするとともに、

- ①国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定・公表すること
- ②地方公共団体が「子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」を策定・公表すること
- ③4月23日を「子ども読書の日」とすること

などを定め、施策の総合的かつ計画的な推進を図ることになりました。

そして平成14年8月、国は同法を受け「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第一次）」を策定し、おおむね5年間にわたる施策の基本的方向と具体的な方策を明らかにしました。また、平成20年3月には、社会情勢や変化を踏まえ、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第二次）を策定しました。

さらに、平成25年5月には、第二次における成果や課題等を新たに検証したうえで「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第三次）を策定しています。

2 東京都の動向

東京都では、国の動きを受けて、都における子どもの読書活動に関する施策の方向性や取り組みを示し、区市町村が子ども読書活動に関する施策を策定する基本となるべき「東京都子ども読書活動推進計画」を平成15年3月に策定しました。

この計画では、都民一人ひとりが子どもの読書活動推進に自主的に取り組めるよう、行政（都）・家庭・地域・学校が果たすそれぞれの役割を示すとともに、区市町村において期待される役割を明らかにしています。

この計画での課題を踏まえ、平成21年3月「第二次東京都子供読書活動推進計画」を策定し、各学校や乳幼児のいる家庭を対象とした方針に則った取り組みを示し、未読者率の半減を目指しました。

平成27年2月には、「第三次東京都子供読書活動推進計画」を策定しました。そこにおいては、第二次計画における取り組みを基本としつつ、子どもの成長に応じた取り組みとその充実のための読書環境の整備を具体的に示しています。

第二 「品川区子ども読書活動推進計画（改訂版）」について

1 改訂の目的

品川区では、このような国や都の動向を受けて、平成17年に「品川区子ども読書活動推進計画」（平成17年～21年の5ヵ年計画）を策定しました。

その後、国や都においては新たな計画が策定されていますが、「品川区子ども読書活動推進計画」は、その具体的な取り組み例において、既にそれらに謳われる項目をほぼ網羅していたため、計画終了後の平成22年以降についても、この計画内容を継続扱いとして、関係所管が連携・協力し、計画に基づいた事業を推進してきました。

しかし、近年における電子書籍等の急速な普及など、読書環境の変化に対する新たな課題への対応と、平成26年に改訂した「品川区長期基本計画」を踏まえ、今回「品川区子ども読書活動推進計画」の改訂を実施することになりました。

読書は、保護者などからの読み聞かせに始まり、言葉の意味を理解し、語彙が豊富になることにより「国語力」を形成する基盤となります。読書によって、実際には体験できない広大な世界を知ることは、思考を深め、自らの力で自分自身をはぐくむ貴重な糧となります。そして、子どもたちは、社会や自らの課題へ対応できる能力や資質をはぐくみ、コミュニケーションを円滑にし、「生きる力」とともに、「生き抜く力」を身に付け、人として成長していきます。

さらに幼少のころに味わった読書の経験を元に原点に返ることで、多感で不安定な時期の日々おこる様々な気持ちを和らげる癒しの効果へつなげていくことへも期待しつつ、今後の計画を推進していきます。

2 計画の期間

平成27年度から平成31年度までの5年間です。

第三 子ども読書活動の現状

平成26年7月に、品川区立の小・中学校および小中一貫校全校の児童・生徒を対象にアンケートを実施しました。

質問項目は「品川区子ども読書活動推進計画」策定時（平成17年3月）の状況との比較をみる「子どもの読書数」、「学校図書館や区立図書館の利用」、「読書の好き嫌い」に加え、策定後10年近くが経過した現在の読書活動の実態を子どもたちからくみ取るため、インターネットや電子書籍についての質問もしました。

次ページからのアンケート結果は、(1)～(4)については、前回調査との比較です。(5)～(7)は、今回新たに調査したものです。

方式として、「読んだ冊数」は児童・生徒による自由記入、それ以外については各クラスの担任による挙手でのアンケートを採用しています。

そのうちの「期間」について、学校からの聞き取りによると、低学年にとっては「1ヵ月間」という概念を把握することが難しいとの意見が多くあったため、1～4年生は「1週間」、5～9年生は「1ヵ月間」の設定としました。低学年は、前回調査と期間設定が異なるため、「読書数」「学校図書館の利用」「区立図書館の利用」の3項目については、5～9年生の状況についてのみ、前回調査との比較グラフ化しましたが、低学年についても、目に見えて伸びている現状が確認できました。

◆1～9年生という学年表示や上記での分け方は、品川区の教育改革「プラン21」における小中一貫教育（※）に基づくものです。

※品川区の小中一貫教育とは

品川区では、平成18年4月から全ての区立小・中学校で小中一貫教育を実施し、小学校6年、中学校3年という壁を取り払い、義務教育の9年間を一貫した系統的・継続的な教育活動を行っています。

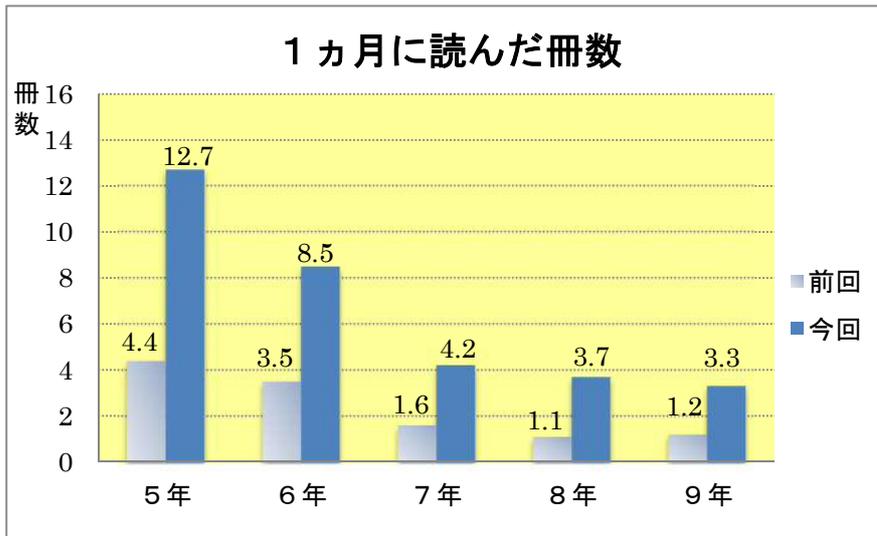
子どもの心や身体の発達を踏まえ、1～4年生で基礎・基本の定着を図ります。5～9年生の前半にあたる5～7年生は基礎・基本の徹底に重点をおいた指導を行い、後半の8・9年生は教科、内容の選択の幅をふやし、生徒の個性・能力を十分に伸ばす指導を行っています。

1 アンケート結果

(1) 子どもの読書数について

学年が上がるにつれて冊数は減少していますが、全学年とも策定時の調査に比較してかなり増加しています。

5・6年生の伸びは著しく、学校で読書授業のない7～9年生でも2～3倍に増えています。朝読書などで読書のきっかけが作られ、それが徐々に定着しているようです。



1週間に読んだ冊数
(1～4年生)

1年	10.2
2年	13.4
3年	10.3
4年	7.8

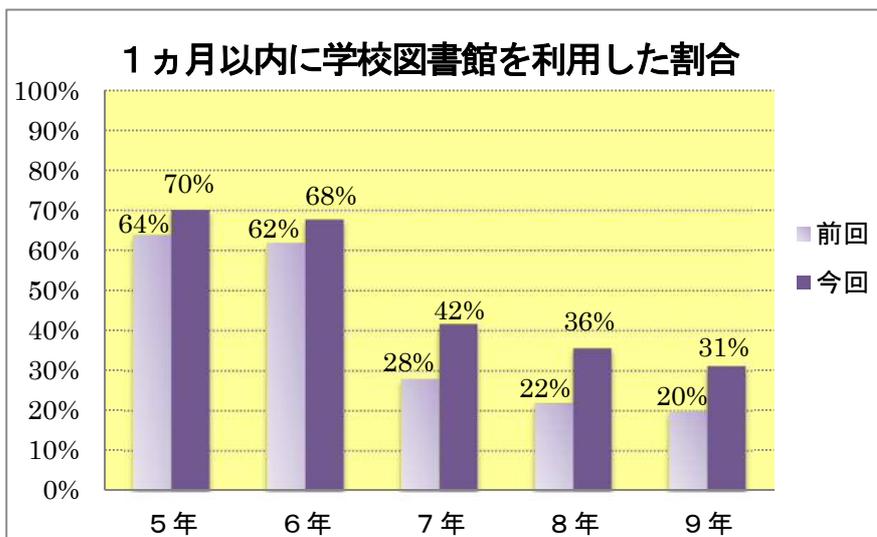
(今回調査)

※前回調査と比較が可能な、5～9年生までの1ヵ月間の冊数を表示

(2) 学校図書館の利用について

今回の調査では、全学年とも「授業以外」での利用について聞きました。

同じ期間で比較できる5～9年生では、前回よりも1.1～1.6倍ほどで、ゆるやかに伸びています。



1週間に学校図書館
を利用した割合
(1～4年生)

1年	51%
2年	48%
3年	55%
4年	54%

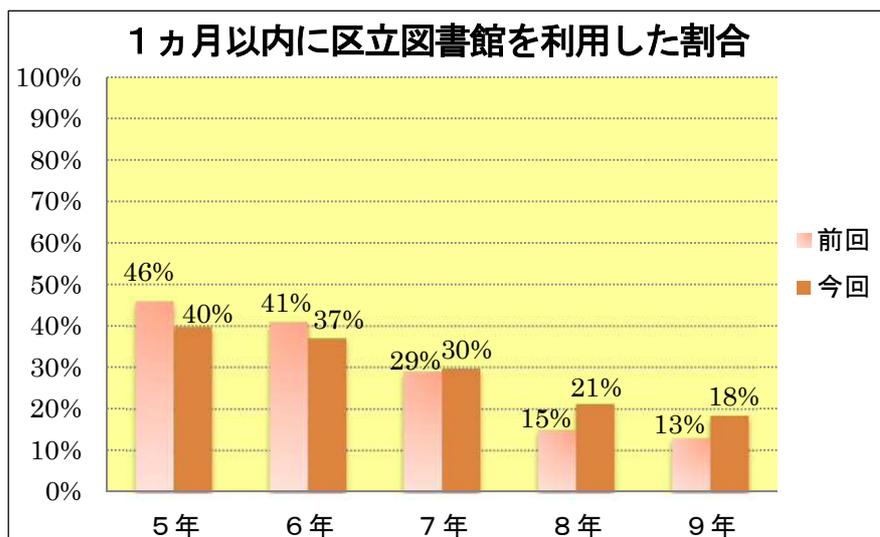
(今回調査)

※前回調査と比較が可能な、5～9年生までの1ヵ月間の利用率を表示

(3) 区立図書館の利用について

前回よりも5・6年生の利用は下がっていますが、8・9年生では5%程度伸びています。

平成17～21年の間に学校図書館の整備が完了し、区立図書館資料の協力貸出を行っています。区立図書館の蔵書を学校図書館に取り寄せたうえで、児童・生徒に貸出すことが可能となっていることが影響したものと考えられます。



1週間に区立図書館
を利用した割合
(1～4年生)

1年	26%
2年	26%
3年	30%
4年	28%

(今回調査)

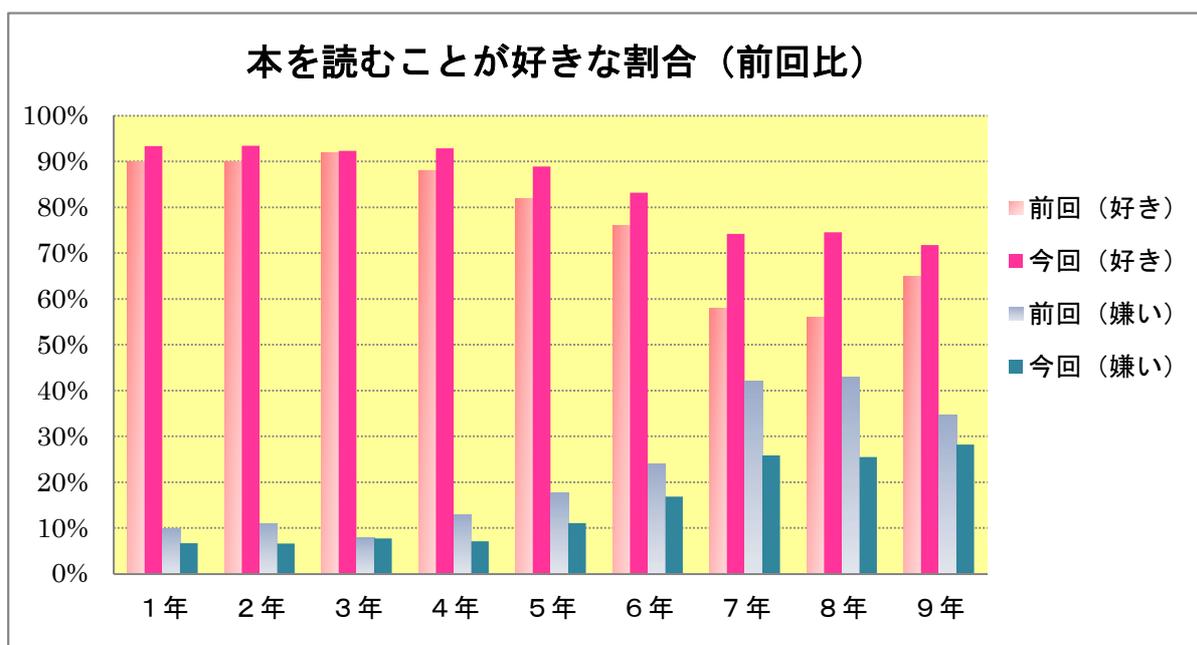
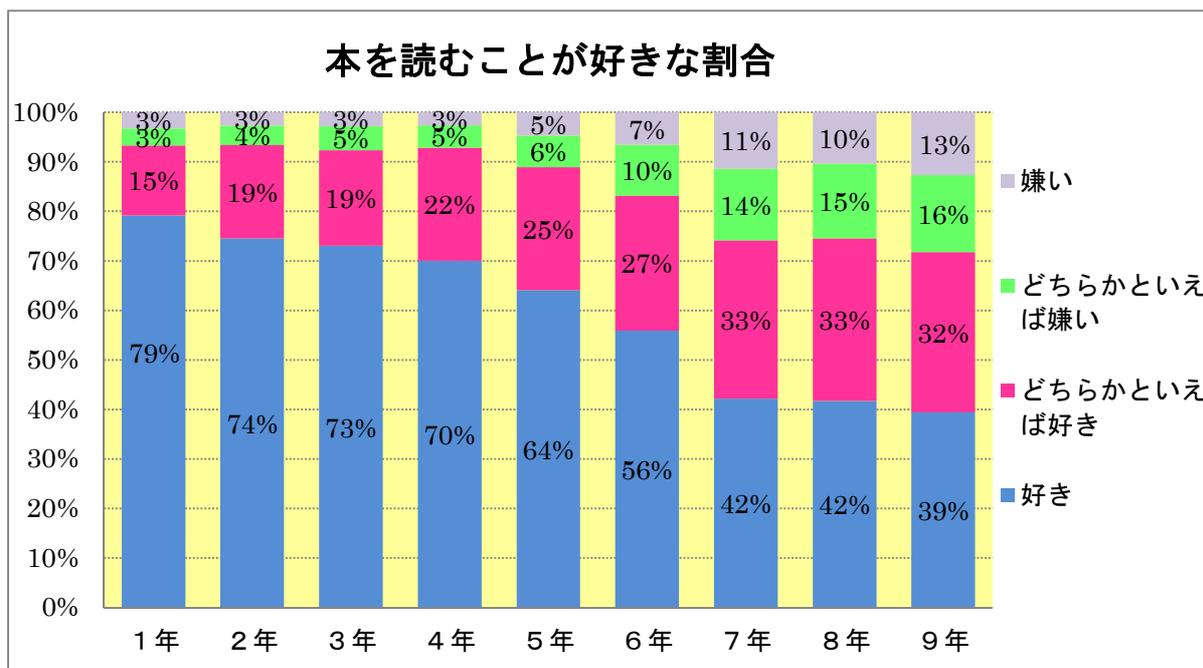
※前回調査と比較が可能な、5～9年生までの1ヵ月間の利用率を表示

(4) 読書の好き嫌いについて

4年生までは読書の好きな子が9割を超えています。

7～9年生についても、読書が嫌いな子も3割近くいますが、読書好きの割合は、かなり増加しています。

このことから、できるだけ低学年から読書習慣が定着するような取り組みが、家庭でも学校でも重要であることがわかります。

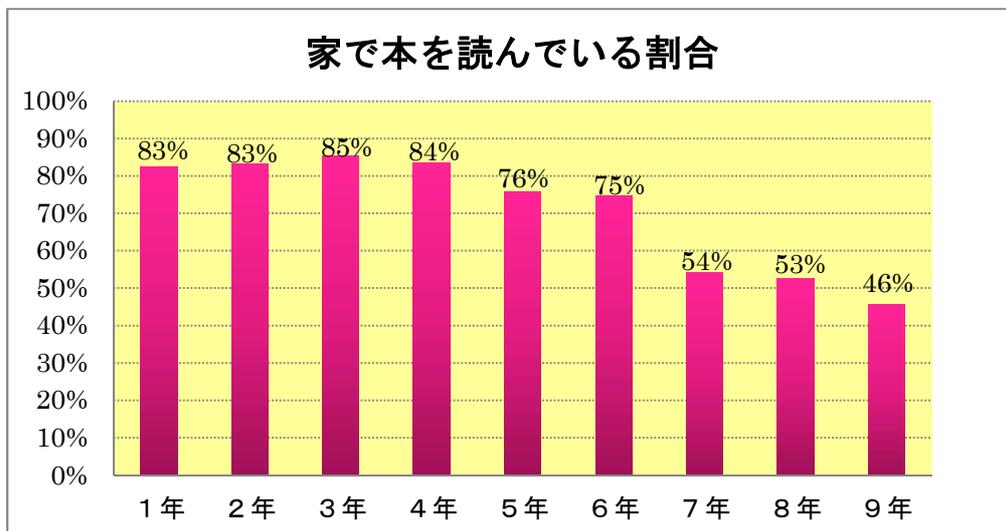


(5) 家で本を読んでいるかについて

1～6年生は、7～8割を超える子が家で本を読んでいます。

7～9年生になると、急に5割前後に落ち込んでいます。

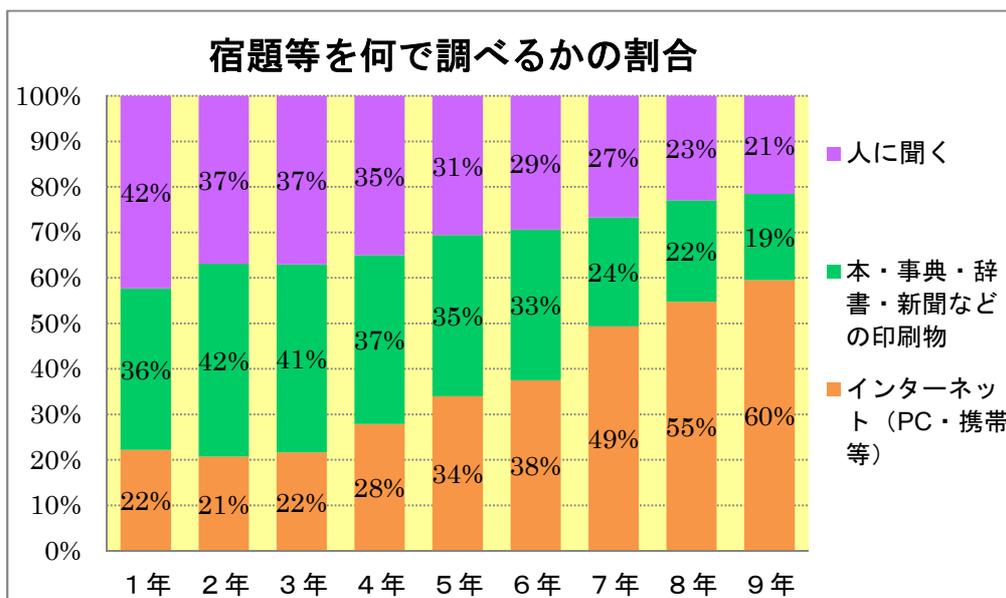
これは、7年生以上になると、学習や部活動、習い事など放課後の過ごし方の選択肢が多様化してくることが影響していると考えられます。



(6) 宿題等を何で調べるかについて

1年生は、まず人に聞くことから始め、学年が上がるにつれて調べる学習が増えていくことから、別のツールを利用する割合が増えています。

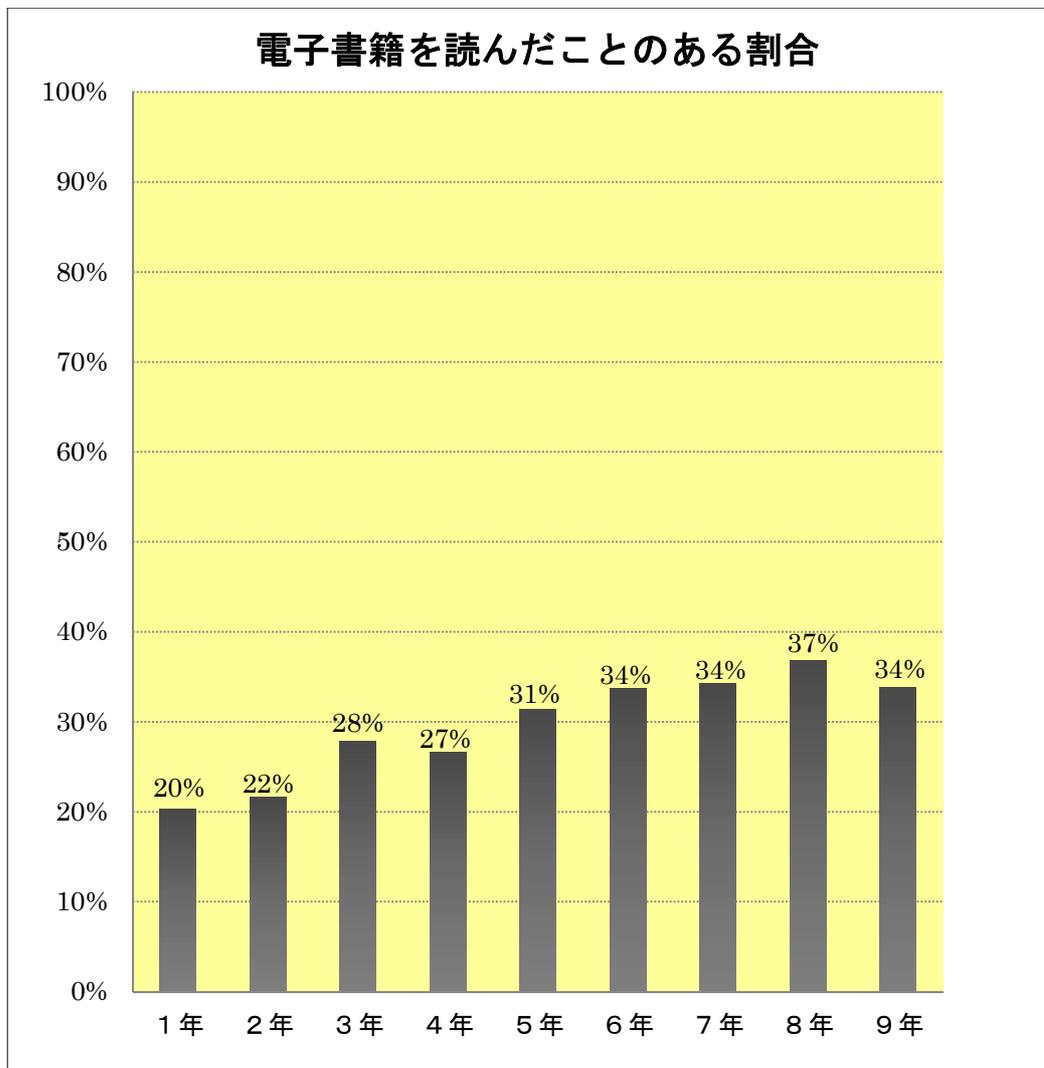
特に7～9年生は、インターネット等の利用が半数以上になっている反面、本などの印刷物を利用する割合が下がっています。



(7) 電子書籍を読んだことのある割合

低学年は2割程度、高学年は3割以上が読んだことがあるようです。

品川区では、学校にICT機器を活用した教育環境の整備を進めています。学校教育現場での体験もあわせて、ICT化の流れは、今後さらに加速すると思われます。



2 アンケートの分析について

アンケートの結果から、本好きな子がかなり増え、本を読む冊数と学校図書館の利用者も増えていることがわかりました。

グラフの学年ごとの曲線は依然同じようなラインにもかかわらず、中学生の7～9年生という部活動や受験、趣味などに時間を取られる年代に伸びがあったことは、当初打ち出された「品川区子ども読書活動推進計画」に基づく事業を推進してきた成果の顕れと言えます。

家での読書は、家で過ごす時間や本と家族の関わりなどが影響します。なによりも、家族が家庭で読書している姿を子どもに見せたり、子どもに読書の楽しみを伝える行動をとることが、とても大切で、大きく影響すると思われます。

今回は調査の対象にならなかったインターネットの活用なども、家庭で身近にある手軽さからか学年とともに利用が伸びており、電子書籍の利用もあわせて、今後の推移について十分留意していく必要があると考えられます。

区立図書館と学校図書館の活用、家庭での読書の推進、普及するICTと書籍双方の利点を認識し、使い分けてもらうことなどの浮かび上がった課題を、今後、引き続き研究していきます。

第2章 計画推進のための施策

第一 家庭・地域における読書活動の推進

1 家庭における読書活動の推進

家庭では、子どもが本に親しむ機会を作り、大人も子どもとともに読書を楽しむことが、子どもの読書の習慣化に積極的な役割を果たします。

子どもの読書習慣の形成は、日常生活の中で徐々に培われていきます。保護者は子どもが本と出会う機会を広げ、暖かく見守ることが大切です。そのためにはまず、保護者や家族が自ら読書する生活を習慣化し、子どもにその姿を見せることが大切です。

① 家庭および保護者における読書活動

子どもにとって、大好きな人が自分に語りかけてくれることは大きな喜びであり、この喜びが人とのつながりを作り出し、そのことを繰り返していくことで、人間への信頼感を築き、深めていく要素となります。

このようなことから、絵本を読んでもらうことは、子どもの言葉を培い、未知の物に対する興味を育てます。同時に、親子がふれあう時間となり、幼児期に本を読んでもらった楽しい思い出が、本そのものへの興味につながり、少年期、青年期における自主的な読書活動につながっていきます。

読み手の大人にとっても、子どもの喜ぶ姿は育児における喜びを発見し、子育てをする上で大きな力と生きがいになります。

また、子どもにとって、身近な大人が読書する姿は、読書が身近なものとしてとらえられ、子どもの読書習慣の形成に大きな影響を与えます。そのため、大人も子どもとともに読書をする姿勢が求められます。

【区の取り組み】

読書の大切さ、意義などについて、引き続き啓発を行っていきます。

・図書館によるリーフレットの作成配布

小・中学校、小中一貫校、保育園・幼稚園等を通じて、子どもの読書活動を推進するためのリーフレットや、おすすめの本のリストを作成し配布しています。

さらに、おすすめの本のリストは、ホームページに掲載し、どこの施設・個人でもご覧いただけるようにするなど、広く情報の提供と啓発に努めています。

② 図書館、児童センターなど読書関連施設の積極的利用

利用者の方は、図書館で読書に関するアドバイスを受けることができます。

図書館や児童センターなどの公共施設を利用することで、子どもが本と出会う機会を広げること、読書に関係するイベントに積極的に参加することで、子どもの読書への興味を引き出すことが大切です。

【区の取り組み】

図書館、児童センターなど読書関連施設や各イベント・行事の情報を発信していきます。

・PRの充実

ホームページや広報など様々な媒体を通じて、積極的に利用者の方へ情報提供をしています。

また、図書館ホームページでは、利用案内や開館スケジュール、行事などのPRをしています。さらに、子ども向けのページを作成し、子どもに分かりやすい利用案内や、図書館が発行している対象別ブックリストなども掲載し、情報発信に努めています。

③ 図書館による「しながわ親子読書の日」の普及・啓発

家庭での読書が推進されるよう、平成13年12月に成立した「子どもの読書活動の推進に関する法律」によって、4月23日が「子ども読書の日」に制定されました。

品川区では、平成17年に、この「子ども読書の日」にちなみ、毎月23日を「しながわ親子読書の日」と制定し、読書活動を推進してきました。

各家庭においては、この日を中心に、親子で読書を楽しむことが期待されています。

平成17年8月には、品川区子ども読書活動推進PRキャラクター「ブックマくん」を作成し、子どもに関する図書館行事でグッズの配布を行っています。名前は子どもたちから募集し決定しました。

【区の取り組み】

「しながわ親子読書の日」の普及により、家庭での読書を推進していきます。

・イベント・行事の開催

「子ども読書の日」にちなみ、例年4月から5月にかけて、子ども読書の日フェアを開催しています。また、児童センターとの共催事業（P14・22参照）として、絵本講座や人形劇などを開催し、子どもの読書活動に関する啓発を行っています。

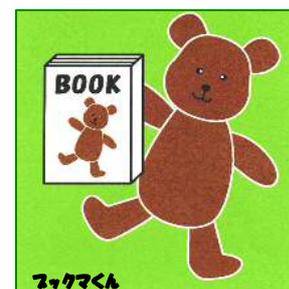
・ブックリストの配布

毎月23日の「しながわ親子読書の日」に、おすすめ絵本のリスト「ねえ、この本よんで！」を発行しています。（配布先はP21参照）

・PRキャラクターの活用

親しみやすいキャラクターを各事業のPR物や展示物に活用することで、子どもの興味・関心を促します。

また、イベントの参加を促進するためキャラクターのグッズを作成し、配布しています。



2 地域における読書活動の推進

子どもが読書に興味を持つためには、読書の楽しみを知る機会を作ることが重要です。子どもの生活に密接した地域・施設において、読書環境の整備を行い、子どもの自主的な読書活動を支援します。

① ブックスタート事業

子どもの読書活動は、乳幼児期に親子で心と体のふれあいをすることから始まります。ブックスタートとは、絵本を通じて親子のふれあいができるよう、本と出会うきっかけを作る事業です。

子どもと保護者が集まる場を利用し、絵本の読み聞かせ、読み聞かせの意義、本の紹介などを行います。（P20参照）

【具体的な取り組み】

- ・ 絵本コーナーの設置
保健センターでは、健診の待ち時間に利用できるよう絵本コーナーを設置しています。
- ・ 「いきいきあんしん子育てガイド」の配布
子育てに関連した施設やサービスをまとめて紹介する「いきいきあんしん子育てガイド」の中で、子どもの読書に関するページを設けています。

② 保育園・幼稚園での読書活動推進

品川区が乳幼児教育実践の手引きとして平成20年に策定した「のびのび育つ しながらわっこ」の中では、物事や文字に対する興味や関心を広げるなど学ぶ力を育てるため、図書に親しむ機会を増やすことが、保育園・幼稚園での指導として位置づけられています。

これまで区立保育園・幼稚園では、絵本コーナーの設置や読み聞かせはもとより、パネルシアター^(注1)やペープサート^(注2)、紙芝居等を通じて、子どもが物語の世界に親しみ、読書の楽しみを知る機会を増やすため、様々な工夫を行ってきました。

今後は、保育・教育活動内での読み聞かせなどの実践や、絵本コーナーの充実に引き続き取り組むとともに、保護者に対する啓発など、親子が一緒に読書を楽しめる環境や雰囲気作りに努めていきます。

【具体的な取り組み】

- ・ 子どもの本に関する保護者向け講演会などの実施
- ・ ボランティアや図書館職員を招いてのおはなし会の実施
- ・ 区立図書館のグループ貸出図書^(注3)・リサイクル図書の活用
- ・ 絵本コーナーの充実（自由閲覧・貸出等）

- ・一日保育士体験の中で保護者による読み聞かせを実施

③ 児童センターでの読書活動推進

児童センターにおいては、子どもが読書に親しむ機会を提供するとともに、保護者向け啓発活動を実施することで、子どもの読書活動の推進を図ります。

【具体的な取り組み】

- ・ボランティアによる読み聞かせや紙芝居などのおはなし会の実施
- ・リサイクル図書を活用した、図書コーナーの充実
- ・区立図書館のグループ貸出図書^(注3)の活用
- ・子ども読書活動推進事業の実施（P12・22参照）

図書館と児童センターの共催事業として、児童センター利用の乳幼児親子向けに絵本講座や人形劇などを例年12回程度、開催しています。

④ すまいるスクールでの読書活動推進

すまいるスクールにおいては、子どもたちが読書の楽しさを知る機会を提供し、読書活動の推進を図ります。

【具体的な取り組み】

- ・学校図書館の活用
- ・区立図書館のグループ貸出図書^(注3)・リサイクル図書の活用
- ・ボランティアによる読み聞かせや紙芝居などのおはなし会の実施

⑤ ボランティアによる活動

地域でのボランティアの自主的な活動によって、子どもが読書に親しむ場が増えています。各施設が地域のボランティアと連携し、子どもの読書活動の推進を図っていきます。

【具体的な取り組み】

- ・各施設などで活動するボランティアを支援するための講座・研修の実施
- ・図書館におけるボランティアの養成と連携（P19・20参照）
- ・荏原区民センター図書室の運営

地域住民の方が協力して運営しています。子どもが手に取りたくなる選書や展示とあわせ、月1回の子ども向けのおはなし会や、「とくべつおはなし会」を実施しています。

- ・公園管理受託者開催のおはなし会

区から公園管理を受託した企業が、区内の公園で、自然や樹木に関するおはなし会を実施しています。

第二 学校における読書活動の推進

目 標 ～生涯を通じて、読書に親しむ子どもの育成～

- 家庭での読書実施率の向上
- 各校の学校図書館の利用回数の増加
- 電子教材を含めた情報化への対応

① 児童期に読書習慣の形成

子どもが読書の楽しさを味わい、読書習慣を身に付けるためには、まず、読書の素晴らしさや楽しさを実感することが大切です。現在、各学校で行われている、読み聞かせや朝読書、読書旬間など様々な教育活動において、読書に対する興味、関心を高め、さらなる読書指導の充実に向け努めます。

【具体的な取り組み】

- ・ 各校独自の読書活動推進の取り組みの継続
代表委員会や図書委員会、生徒会、地域ボランティア活動による読書活動の充実
朝学習の一部での読み聞かせや読書をする活動(朝読書)実施の継続
年間行事に読書週間(旬間、月間)を位置付けた一層の推進
- ・ 読書感想文コンクール等の活用
読書に関する全国コンクールなどでの優秀者に対する表彰式等の実施
- ・ 保幼小連携事業を活用した読書活動の推進
保育園や幼稚園が近隣の小学校図書館を利用して、幼児期からの読み聞かせなど読書に親しむ機会を増やし、幼児期から絵本の楽しさを体験して創造力をはぐくむことのできる読書活動の充実に努めます。

② 魅力ある学校図書館の創造

学校図書館は「読書センター」のみならず「学習センター」「情報センター」としての機能も持っています。学校図書館を活用した授業の取り組みなどを推進するために、司書教諭、教職員、児童・生徒が図書館の機能を十分に活用できるように支援していくとともに、読書活動・図書資料を充実させていきます。

品川区では、平成17年度から運営支援スタッフの配置を段階的に開始し、平成21年度に区立小・中学校および小中一貫校全校への配置が完了しています。今後も運営支援スタッフを活用し、学校図書館で読書活動推進の取り組みを充実させていきます。(P23参照)

【具体的な取り組み】

- ・ 学校図書館運営支援スタッフの配置の継続

全校配置の運営支援スタッフが司書教諭、教職員と連携して、児童・生徒への読書支援や授業支援を積極的に行っています。

今後も、引き続き配置を継続することで、読み聞かせ・ブックトーク、授業内容にあわせた資料収集などの支援の充実を行っていきます。

- ・ 学校図書館の取り組み

適切な読書指導や、調べ学習など積極的な支援や活用のための情報提供を行っていきます。

- ・ 区立図書館との連携

児童・生徒が、他の人にもおすすめしたい本のポップを作成し、おすすめ本を紹介する区立図書館での特集展示の実施や統一テーマによる連携特集など、区立図書館と学校図書館の連携事業の実施拡大を図ります。

- ・ 推進活動の優れた取り組みの紹介

ビブリオバトル^(注4)等の実践や、学校図書館の催し物や興味を引く装飾、児童・生徒から募り学校図書館のネーミングをするなど、学校での優れた推進活動を紹介していきます。

- ・ 中学校における支援の拡充

中学生には時間の制約が多く、読書が好きでも時間が取れないことから読書量が減少する傾向があります。各中学校でも、作成した読書紹介カードの学校図書館や近隣区立図書館での掲示、教員や生徒によるおすすめ本の紹介など、読書活動推進の取り組みを行っています。そのうちの優れた取り組みを紹介し、共有・活用していきます。

また、学級文庫など、身近な場所で気軽に本を手にとれる環境を整備することで、読書習慣の形成に取り組んでいきます。

- ・ 電子教材を含めた情報化への対応

本を読むきっかけ作りや、ICT化の時代に適した読書活動、授業での活用につなげていく取り組みを進めていきます。

- ・ 学校図書館資料の充実

教職員や児童・生徒が活用できるよう、読み物・絵本はもとより、調べ学習にも対応できる資料の充実を図ります。

本年度、編纂した「品川区史2014 歴史と未来をつなぐまち しながわ」を小中学校における、品川の地域や歴史に関する市民科や社会科などの授業の中で活用していきます。

古い蔵書の積極的な処分や文部科学省学校図書館図書標準値達成率の向上を進めています。この達成率は、平成20年度には小学校88.6%、中学校76.6%でしたが、平成25年度末現在では、小学校113.7%、中学校91.8%と向上しています。

引き続き、様々な興味・関心に応える資料の充実を図っていきます。

- ・ 支援を要する児童・生徒への支援

特別支援学級での読書活動を推進するため、発達段階や障害の程度に応じた読み聞かせなど、読書環境の整備・工夫を図っていきます。

③ 保護者・地域との連携

子ども読書活動の推進は、学校だけでなく、保護者や地域の人々の理解と協力も得ながら効果的に進める必要があります。

保護者、地域の方々は、学校図書館ボランティアとして児童との関わりや、学校図書館の装飾や図書の紹介、整理等の活動などを積極的に行っています。（P23参照）

これからは、各学校において「学校だより」等を通じて、連携・協力した様々な取り組みを広報活動で啓発し、活動を広げていくとともに、保護者、地域の方々との連携を深める学校図書館の活用方法など工夫をしていきます。

【具体的な取り組み】

・保護者や地域の人々との連携（学校図書館ボランティア）

学校図書館の整備（図書整理、推薦図書展示、読書啓発ポスターなど）や児童への読み聞かせを実施しています。

- ・ボランティアの募集 …各学校
- ・各種講習会開催 …各学校と品川図書館が連携して実施
- ・ボランティア保険加入…品川図書館で加入手続きを実施

・家庭読書の推進

平成25年度に実施した保護者アンケートでは、「家庭での読書の習慣付け」に関する質問に対して、小学校では約半数、中学校では3割強が心掛けていると回答しています。

読書習慣の形成には、家庭でも、大人が子どもとともに読書を楽しむ環境を作ることが大切です。学校と家庭が連携して、親子読書の日やノーテレビ・ノーゲームの時間を持つなど、親子で本に親しみ、読書を通して家族とのふれあいや会話を大切にしていこう啓発していきます。

第三 図書館における読書活動の推進

1 図書館で取り組む事業

区立図書館は、品川区における子ども読書活動の拠点として、家庭・地域・学校・関連施設への支援と、ネットワークの構築をすすめ、子どもの読書活動を推進していきます。また、現在実施している児童サービス事業を継続し、さらに充実させていきます。

① 児童サービスの継続・充実

品川区立図書館の児童サービスは、平成14年には文部科学省表彰を受けるなど、長年にわたって全国に先駆け様々な事業を実施してきました。

これからも、子ども達に本を手渡し、読書の楽しみ・喜びを知ってもらうため、図書館内のサービスはもとより、関連施設等と連携し、より良い事業を実施していきます。

【具体的な取り組み】

・おはなし会などの行事の充実

子どもが楽しんで児童図書に親しむ契機となるよう、「おはなし会」^(*a)「0・1・2歳向けおはなし会」^(*b)「科学あそび教室」^(*c)「一日図書館員」^(*d)などの行事を継続して実施していきます。

「おはなし会」については、対象の低年齢化に対応して、平成19年度より、0・1・2歳向けおはなし会も実施しています。

・来館が困難な子どもへのサービスの充実

昭和大学病院小児病棟への訪問おはなし会を、継続して実施していきます。

・児童サービス担当職員へのスキル（技能・技術）の継続・継承

児童サービス担当となった職員は、都立図書館の青少年担当向けの外部研修や、区立図書館の内部研修に参加します。子どもの本に関する知識・技術の習得に励み、子どもの読書活動と、それに関係する大人への支援ができる体制を整えます。

② 児童図書の充実

各図書館において、0歳～12歳までを対象に、魅力的な児童図書収集および廃棄を計画的に行います。

また、中央館である品川図書館において、視覚等に障害のある子どものための資料の収集を図ります。

【具体的な取り組み】

・基本図書リストの改訂

区立図書館の児童図書の蔵書の核をなす「基本図書リスト」を定期的に改訂し、学校図書館の蔵書構築などにも活かしています。

・ 通常の活字による読書に障害がある子どものための資料の充実

視覚障害児をはじめ、通常の活字による読書に障害がある子どもに対応する資料の一層の充実を図ります。

視覚障害児向けの資料として、従前から「さわる絵本」^(注5)の製作を行っています。品川図書館で製作した「さわる絵本」は、品川区以外の公共図書館・点字図書館や特別支援学校図書館への協力貸出を通じて、視覚に障害のある全国各地の子どもたちに広く利用されています。

また平成24年度からは、読み書きなど識字に障害がある学習障害(LD)の子どもへの読書支援ツールとして注目されている「マルチメディア・デージー図書」^(注6)を新たに導入しており、今後も特別支援学級との連携や情報提供に努めていきます。

③ ティーンズコーナーの充実

各図書館において、おおむね12歳～18歳までを対象にした、ティーンズコーナーの充実に努めています。子どもから大人へ成長するこの時期に、その世代にあった資料を児童図書および一般図書から選出しています。読み継がれてきた日本や海外の文学作品をはじめ、音楽・スポーツなど趣味の本や、進路にも関係する職業の本、人気の小説など、現代の子どもの嗜好や時代背景も考慮した蔵書構成を図ります。

④ 外国語資料の充実

平成23年度より、小学校において新学習指導要領が全面実施され、5・6年生で「外国語活動」が必修化されました。品川区でも、独自のカリキュラムに基づいて平成18年度から全校で1年生から実施している小学校英語をさらに充実させ、英語によるコミュニケーション能力を身に付けた人材の育成をすすめていくなど、子どもたちの間でも国際化や外国語への関心が高まっています。

これまでも各図書館では、多文化サービスの一環として、外国語児童資料を提供してきました。今後も、英語を中心に、中国語・韓国語などのアジア圏の言語や、ドイツ語・フランス語など諸外国言語の資料を充実させ、利用者への提供に努めていきます。

⑤ 読み聞かせボランティアの養成と連携

地域における子ども読書活動推進の重要な担い手である、読み聞かせボランティアを養成するとともに、ボランティアが継続的な活動をするための支援を行います。

平成25年度からは、実際に地域で活動するボランティアのレベルアップに特化した養成講座を実施しています。

また、各図書館に登録している児童サービスボランティア^(注7)を養成するとともに、レベルアップを支援するための研修体制・機材の提供・相談機能の充実を図っています。

【具体的な取り組み】

- ・ボランティア養成講座の開催、活動中のボランティア向け研修の実施
- ・ボランティアと図書館職員との定期的な懇談会の開催
- ・「読み聞かせに向く絵本」リストの作成配布
- ・地域読み聞かせボランティア^(注8)名簿の更新

ボランティアの活動の場を拡大するため、地域読み聞かせボランティア名簿を管理し、区の事業で活用しています。

⑥ 啓発・広報活動の充実

子どもが本に親しむきっかけとして、本とふれあう機会を提供します。

さらに、子どもの読書活動に関する理解を深めるため、保護者をはじめとする大人に対して広報活動を実施し、啓発を行っています。

【具体的な取り組み】

- ・ブックスタート事業

子育て支援課・保健センターと連携し、ブックスタート事業を行っています。図書館では、ブックリスト・利用案内などの各種リーフレットを配布することで、図書館のPRを行っています。(P13参照)

- ・図書館子ども向けホームページの設置

品川区立図書館ホームページ内に、子ども向けのコーナー「子どものページ」を設置しています。

子どもに分かりやすい利用案内や、図書館が発行している対象別ブックリストなども掲載し、情報発信に努めています。

- ・各種ブックリストの作成

現在、図書館おすすめの本を紹介した年齢別ブックリスト、「おひざのうえで」「よんでみたいな!」「Let's Read!」を作成しています。その他にも、家庭・地域・学校の読書活動推進のために、「図書館新聞」の発行や、乳幼児向けブックリスト「ねえ、この本よんで!」を作成しています。「図書館新聞」には新刊本の紹介や、夏休み向けのおすすめリストを掲載しています。

《各種ブックリスト一覧》

ブックリストの名称	対 象	配 布 場 所	作 成
おひざのうえで	0～2歳 3～5歳	各図書館・保健センター	継続
よんでみたいな！	ちいさいこ 1・2年生 3・4年生 5・6年生	各図書館・幼稚園・保育園・ 小学校・小中一貫校	毎年
Let's Read!	中学生	各図書館・中学校・小中一貫校	毎年
ねえ、この本よんで！	0～6歳	各図書館・保健センター・ 子育て支援課・保育課	毎月
図書館新聞	小学生 中学生	各図書館・小学校・中学校・ 小中一貫校	不定期

2 関連施設との連携

区立図書館は、図書館間はもとより、子どもに関係する地域施設との協力連携を図り、子どもの読書活動を支援します。

① 児童センター共催事業の実施（P12・14参照）

平成18年度より、地域の児童センターと連携して事業を実施しています。図書館が人形劇の上演や絵本講座などを企画し、児童センターでは会場の提供、PRなどを行い、地域での子ども読書活動の推進を図っています。

あわせておすすめリストを配布するなど、「しながわ親子読書の日」の啓発を行っています。

② 子ども関連施設との連携強化

子どもとその保護者が読書と出会う機会を充実させるため、関連施設向けにサービスを行っています。

【具体的な取り組み】

- ・ 保育園・幼稚園への図書館職員によるおはなし会の実施
施設へ訪問して行う訪問おはなし会と、図書館へ来館していただく来館おはなし会を実施しています。（事前予約制）
- ・ 区立図書館の施設向けサービス案内の作成配布
子どもの読書に関するサービス普及のため、各施設の職員向け利用案内を配布しています。
- ・ リサイクル資料の提供

③ 国立国会図書館国際子ども図書館や都立図書館等との連携

児童サービスについての情報提供などを必要に応じて行います。
また、協力貸出による、資料の提供を行います。

【具体的な取り組み】

- ・ 研修や見学会等への参加
- ・ 児童サービスに関する資料提供や講師派遣

3 学校への支援の充実

区立図書館は、学校における子どもたちの読書環境の充実を図り、「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての学校図書館と、子ども読書活動を支援します。

① 学校図書館システムの安定した運用のための維持・管理

平成17年度からの5年間で品川区立の小・中学校および小中一貫校に学校図書館システムを導入し、学校図書館図書資料や利用者などをデータ管理しています。あわせて区立図書館システムとのネットワーク化により、学校図書館システムから区立図書館図書資料を教材として予約することができるよう整備され、図書資料の共有化が図られています。今後もシステムの安定した運用のための維持・管理を行います。

② 学校図書館配送便による資料の配送

協力貸出により貸出した区立図書館の図書資料を週2回の配送便により、学校に届けています。区立図書館の資料の日常的な利用を可能とすることで、調べ学習で多項目にわたるまとまった冊数の場合にも対応しています。

③ 学校図書館運営支援スタッフの配置

平成17年度の整備当初から順次配置し、平成21年度までにすべての学校に、週2日半(15時間)、年間735時間の運営支援スタッフを配置しています。(P15参照)
司書教諭・教職員と連携し、児童・生徒への読書支援や授業支援を行っています。

【具体的な取り組み】

- ・ 図書資料の収集・貸出・返却
- ・ ブックトーク・読み聞かせ
- ・ 学校図書館の環境整備
- ・ 学校図書館たよりの発行
- ・ 教員・児童・生徒へのレファレンス対応・授業支援

④ 学校図書館ボランティアへの支援

学校図書館を子どもたちに十分に活用してもらうためには、子どもたちが学校図書館に立ち寄ったときにいつも開館していること、活用を支援する人がいつでも迎え入れてくれることが大切です。そのためにもボランティアの存在は重要です。

学校では、保護者や地域の方などが、学校図書館ボランティアとして、読み聞かせ・書架の整備・装飾・学校図書館運営支援スタッフ不在時のカウンター業務などの活動をして、学

校図書館の魅力を高めています。

ボランティアの募集は各学校で行い、講習会などのスキルアップ支援と保険の加入手続きは品川図書館が行っています。(P17参照)

⑤ 区立図書館リサイクル図書資料の活用

区立図書館で不要となった図書資料を提供することで、学校図書館や教室での学級文庫などに活用し、読書環境の充実を図ります。

⑥ 学校訪問・図書館見学の実施

子どもたちが読書の楽しさを味わい、読書や区立図書館への親しみが持てるよう、学校訪問や図書館見学を実施しています。

【具体的な取り組み】

- ・おはなし会・ブックトークへの職員派遣
- ・学年やクラス単位での利用案内や施設見学等の受け入れ

⑦ 調べ学習への支援

図書館利用や資料の活用に関する情報を提供することで、子どもたちの読書活動の充実を図ります。

【具体的な取り組み】

- ・教職員用「学校向け利用案内」の作成
- ・調べ学習用資料の収集・貸出および情報提供

⑧ 職場体験学習・職場訪問の受け入れ

区立図書館の仕事に理解を深め、本と親しんでもらうために、職場体験学習・職場訪問^(※e)を受け入れています。

【具体的な取り組み】

- ・小中学生による職場体験学習の受け入れ
生徒自身が図書館の仕事を体験する職場体験学習と、職員への質疑応答により仕事の内容を学習する職場訪問を受け入れています。

【事業詳細】

(*a) おはなし会

幼児・小学生を対象に、絵本の読み聞かせ、紙芝居、手遊び、パネルシアターなどを行います。子どもたちがより本に親しみを感じ、読書への足がかりを作れるよう心がけて行っています。

(*b) 0・1・2歳向けおはなし会

0～2歳向けのおはなし会を行っています。赤ちゃん向けの絵本や紙芝居、手遊びなどを多く取り入れ、絵本を通して親子のふれあいの時間を作れるよう行っています。

《参考 平成25年度実績》

		品川	二葉	荏原	南大井	源氏前	ゆたか	大井	五反田	大崎	八潮	合計
おはなし会 (0・1・2含む)	回数	126	49	70	49	49	49	49	49	47	49	586
	人数	1926	499	1122	602	589	777	1111	825	837	299	8587

(*c) 科学あそび教室

小学生を対象に、夏休み期間に科学あそび教室を行っています。観察や実験を通して自然科学への興味を喚起させ、科学読み物への導入を図っています。

《参考 平成25年度実績》

	品川	二葉	荏原	南大井	源氏前	ゆたか	大井	五反田	大崎	八潮	合計
回数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
人数	36	20	29	22	12	19	24	23	24	23	232

(*d) 一日図書館員

小学4～6年生を対象に、夏休み期間に一日図書館員体験を行っています。図書の入受や配架、予約資料探しなど、図書館職員の日頃の仕事を体験し、図書館員の仕事に理解と親しみを深めてもらうために行っています。

《参考 平成25年度実績》

	品川	大崎	八潮	合計
回数	1	1	1	3
人数	7	4	4	15

(*e) 職場体験学習・職場訪問

学校からの依頼に対応して、小中学生を対象に生徒自身が図書館の仕事を体験する職場体験学習と、職員への質疑応答により仕事の内容を学習する職場訪問を受け入れています。図書の装備・入受や配架、予約資料探しなど、図書館職員の日頃の仕事を体験し、図書館員の仕事に理解と親しみを深めてもらうために行っています。

《参考 平成25年度実績》

・小学校

	品川	荏原	南大井	ゆたか	大井	五反田	大崎	合計
学校数	4	3	3	1	2	4	1	18
学級数	6	6	5	2	4	5	1	29
人数	99	167	107	62	124	135	30	724

・中学校

	品川	荏原	大井	大崎	八潮	合計
学校数	8	5	1	1	1	16
学級数	9	5	1	1	1	17
人数	31	14	2	4	1	52

【用語解説】

(注1) パネルシアター

ネルの布に、特殊な紙で作った人形を貼って行う人形劇。視覚的効果が高く、物語を楽しむために有効な方法。

(注2) ペープサート

紙人形に棒を付けて演じる人形劇。パネルシアターとともに、視覚的効果が高く、物語を楽しむために有効な方法。

(注3) グループ貸出

品川区内に在住または在勤の5人以上で構成するグループへの貸出。

(注4) ビブリオバトル

輪読会、読書会または知的書評合戦とも呼ばれる勉強会形式の読書活動。

- ・ 発表参加者が読んで、面白いと思った本を持って集まる。
- ・ 順番に一人5分間で本を紹介する。
- ・ それぞれの発表の後に参加者全員でその発表に関するディスカッションを2～3分行う。
- ・ 全ての発表後、一番読みたくなった本を参加者全員で投票し、最多の「チャンプ本」を決める。

(注5) さわる絵本

視覚障害がある子どものため、絵の部分を貼り絵で立体化し、おはなしの本文を点字で表記して製作した絵本。

(注6) マルチメディア・デイジー図書

パソコンにより、音声と本文の文字・画像とを同期させて再生することができる電子図書。ディスレクシア（発達性読み書き障害）をはじめ、学習障害（LD）がある子どもの読書支援に用いられている。

デイジー（DAISY）は、視聴障害者等、読むことが困難な人々に有効な、デジタル録音図書の国際標準規格。 Digital Accessible Information System の略で「アクセシブルな情報システム」と訳されている。

(注7) 児童サービスボランティア

図書館が実施する研修を修了し、各図書館のおはなし会を行うボランティア。

(注8) 地域読み聞かせボランティア

区の事業・施設においておはなし会などの読み聞かせ活動を行うボランティア。名簿を図書館が管理し、区の事業での活用を図っている。

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日 法律第154号

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

文字・活字文化振興法

平成17年7月29日法律第91号

(目的)

第1条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第3条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第6条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第7条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第8条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第9条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第10条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第11条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、10月27日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第12条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

品川区教育委員会の教育目標および基本方針

平成25年11月26日教育委員会決定

教育目標

品川区教育委員会は、次代を担う子どもたちが、心身ともに健康で知性と感性に富み、人間性豊かに成長し、希望に満ち自らの未来を切り拓いていけるよう、以下の教育目標を定める。

- 1 日本国憲法および教育基本法の精神とともに、人権尊重都市品川宣言（平成5年4月28日制定）の考え方を基本に、教育活動全体を通じてあらゆる偏見や差別をなくし、子どもたち一人ひとりが、かけがえのない人間として尊重されるよう、人権教育を推進する。
- 2 子どもたちが、自主・自律の志をもち、自信に満ちた人生を創造できるよう、小中一貫教育を推進し、基礎学力、思考力、判断力、表現力等を身に付けさせる。また、義務教育と就学前教育との接続を滑らかにし、成長・発達に応じた基本的な生活習慣の定着を図る。
- 3 2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に合わせ、子どもたちの体力や運動能力の向上を図るため、学校における体育、スポーツ活動の充実とともに、運動習慣の定着に向けた取り組みを強化する。また、国際社会に対応した人材を育成するため、日本の伝統・文化理解を基盤とする国際理解教育を一層推進するとともに、小中学校における英語教育をさらに充実させ、子どもたちのコミュニケーション能力等の向上を目指す。
- 4 家庭教育は、教育の原点であり、子どもたちは、家庭や地域の中で成長することを踏まえ、家庭・学校・地域が、教育の担い手として役割と責任を果たし、子どもたちの発達段階に合わせて相互補完しながら、それぞれの立場で連携を強化し支援する。また、家庭の教育力を向上させるため、行政が積極的に情報提供するなどして家庭教育への支援を実施する。
- 5 子どもたちはもとより、区民が、自己実現を図ることのできる機会を提供するため、伝統・文化の理解・継承・発展とともに、文化財の保護・活用を推進する。また、生涯を通じて読書に親しめるよう図書館環境の充実を図る。

基本方針

品川区教育委員会は、品川区長期基本計画および『教育目標』を踏まえ、総合的に教育施策を実施する。

1 人権教育の推進

- (1) 人権尊重の理念を広く定着させ、同和問題をはじめ、子ども、女性、高齢者、障害のある人などの人権に関するあらゆる偏見や差別をなくし、人権課題の正しい理解と認識を深められるよう学習機会の充実に努め、差別意識の解消を図る。
- (2) 子どもたちが、他国の文化や人種・民族および宗教の違いを正しく理解・尊重し、国際協力、人道問題・平和問題などに信念をもって対応できる能力を身に付けられるよう、人権教育を推進する。
- (3) いじめ根絶宣言（平成25年9月24日制定）の考え方を基本に、いじめの未然防止・早期発見・早期解決を図るとともに、非行や不登校など様々な問題に迅速・的確に対応する。また、学級等における良好な人間関係を形成するため、教職員と児童・生徒との信頼関係に基づく一人ひとりの人権教育を推進する。
- (4) 体罰根絶宣言（平成22年12月11日制定）の考え方を基本に、子どもに対する体罰が、いかなる理由があろうと決して許されない人権侵害行為であるという認識の下、子どもの尊厳を重んじ、人間尊重の精神に基づいた教育を推進する。
- (5) 全ての教育活動を通じて、子どもたちが豊かな人間性を育むことができるよう、自ら考え、学び、自他の命の大切さを尊重し、「生きる力」とともに「生き抜く力」を養うことのできる教育環境の整備に努める。

2 確かな学力の定着と向上

- (1) 各小中学校は、義務教育9年間を見通した教育目標を定め、9年間で目指すべき児童・生徒像の達成に向け、小中一貫教育を推進する。
- (2) 多様で変化の激しい社会に対応できるよう、学習内容・指導方法等を工夫・改善し、子どもたちの基礎学力の定着・学力の定着・向上と、次代を担う人材が身に付けるべき能力の伸長を図る教育を、日常の授業はもとより、土曜日授業（平成24年4月実施）も活用して推進する。

- (3) 市民科の実施により、子どもたちが自らの在り方や生き方を探求するとともに、学んだ知識や技術を社会の一員として活かすことのできる資質・能力・意欲を育てる教育活動の充実を図る。
- (4) ICT環境を整備し、子どもたちに、将来の情報社会に対応した情報活用能力を育成し、情報モラルとネット犯罪・ネット依存症等の予防の意識定着を図る。
- (5) 教育的配慮の必要な子どもたちが、その能力・特性等を最大限に伸ばし成長・発達していけるよう、個々の教育ニーズに応じた指導・支援体制を構築するなど、9年間を見通した特別支援教育を推進する。
- (6) 保幼小ジョイント期カリキュラム「しっかり学ぶしながわっこ」（平成22年10月作成）に基づいた接続期における指導の充実を図るとともに、家庭との連携による成長・発達段階に応じた基本的な生活習慣の定着を図る。

3 体力・運動能力の向上と国際理解教育の推進

- (1) 子どもたちが、心身ともに健康で、明るく活力ある生活を送るため、学校の教育活動全体を通して、体育の授業や部活動・運動会等の充実など、安全で効果的な運動・スポーツ活動を推進し、日常的な運動習慣の形成に努める。
- (2) 子どもたちに自分の体力や運動能力を客観的に把握させるとともに、体を動かす喜びや楽しさを体得させ、外部人材も活用して体力の向上と健康の増進に取り組ませる。
- (3) 実践的なコミュニケーション能力を培い、グローバル化に対応できる人材を育成するため、小学校からの英語教育を充実・発展させるとともに、楽しみながら確実に語学力が身に付く9年間の英語教育を推進する。
- (4) 品川区の文化、歴史などの学習や、地域学習、中学生語学派遣研修などを通して、平和を愛し、自国、諸外国の文化を尊重する態度を育成する国際理解教育を推進する。

4 家庭・学校・地域の連携強化

- (1) 教育基本法の趣旨に基づき、第一義的責任を有する保護者が、生活のための必要な習慣を子どもたちに身に付けさせ、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることができるよう家庭教育を支援する。

- (2) 保護者、地域住民の参画を得て、地域に開かれ、地域とともにある学校づくりを推進し、特色のある教育活動を展開することのできる学校運営の体制と組織を構築する。
- (3) 「まもるっち」「83運動」「子ども110番の家」「いじめ根絶協議会」などの様々な取り組みにおいて、家庭・学校・地域社会が相互に連携・協力して責任と役割を担い、犯罪・災害時等から子どもたちの安全を確保する活動を区内全域に展開する。
- (4) ICT化の進展に対応し、有害環境から子どもたちを守るため、「携帯電話しながらアクション」（平成21年7月作成）の趣旨に基づき、保護者をはじめとする関係者への啓発活動を通して、家庭・学校・地域における情報モラル教育を推進する。

5 伝統・文化の継承と読書環境の充実

- (1) 子どもたちや区民に伝統と文化を尊重する精神を育むとともに、新しい文化の創造に資するために、伝統・文化遺産の継承と文化財の保護・活用に努める。
- (2) 図書館資料の充実、施設環境の整備、また、新たな情報媒体である電子書籍等への対応の研究などにより、時代に合った地域の情報拠点としての図書館づくりを推進する。
- (3) 「品川区子ども読書活動推進計画」（平成17年3月作成）を着実に実行し、家庭・学校・地域社会と図書館が連携して、積極的に子どもが読書に親しむ機会を提供し、乳幼児期から青少年期までの読書の充実・支援を図る。
- (4) 区立図書館は、学校図書館の機能充実と利用促進を図るため、環境整備に努め、各学校の主体的な読書活動を支援する。

この目標は、平成26年4月1日から適用する。

品川区子ども読書活動推進計画策定委員会設置要領

平成26年4月17日区長決定

(設置)

第1 品川区子ども読書活動推進計画を改訂し、子どもの読書活動に関する施策の計画的な推進を図るため、「品川区子ども読書活動推進計画策定委員会」（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 策定委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を品川区教育委員会教育長に報告する。

- (1) 品川区の子ども読書活動の施策に関すること。
- (2) 「品川区子ども読書活動推進計画」（以下「推進計画」という。）の改訂に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(構成)

第3 策定委員会は、委員長、副委員長および委員をもって構成する。

- (1) 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 委員は別表に掲げる者をもって構成する。

(召集等)

第4 策定委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(設置期間)

第5 策定委員会の設置期間は、推進計画の改訂までとする。

(作業部会)

第6 策定委員会に、専門事項を調査検討するための作業部会を置くことができる。

(事務局)

第7 策定委員会の事務局は、教育委員会事務局品川図書館に置き、教育委員会事務局指導課と連携し事務をとりおこなう。事務局長は品川図書館長とする。

(意見聴取)

第8 策定委員会は、必要に応じて関係者の意見を聴取することができる。

(会議の非公開)

第 9 策定委員会の会議および議事録は非公開とする。

(補則)

第 10 この要領に定めるもののほか、策定委員会の運営に必要な事項は委員長が定める。

品川区子ども読書活動推進計画策定委員会 名簿

職	所 属	氏 名
委 員 長	教育委員会事務局教育次長	田村 信二
副委員長	教育委員会事務局学校支援担当課長	村尾 勝利
委 員	教育委員会事務局学務課長	野呂瀬 久
〃	教育委員会事務局指導課指導主事	矢野 聡
〃	品川区立延山小学校校長	森嶋 尚子
〃	品川区立浜川中学校校長	米塚 裕貴
〃	品川区立荏原第一中学校副校長	今野 晋
〃	企画部行財政改革担当課長	柏原 敦
〃	企画部情報システム課長	秋山 徹
〃	子ども未来事業部子育て支援課長	伊崎 みゆき
〃	子ども未来事業部保育課長	竹田 昌弘
〃	健康福祉事業部障害者福祉課長	中山 文子
〃	品川区保健所品川保健センター所長	太田 留奈
事務局長	教育委員会事務局品川図書館長	中元 康子

【事務局】

事 務 局	教育委員会事務局品川図書館事業担当(第三) 教育委員会事務局指導課一貫教育推進担当
-------	--

品川区子ども読書活動推進計画（改訂版）

平成27年3月

品川区教育委員会事務局品川図書館